

平成二十年三月二十一日受領  
答弁第一六二号

内閣衆質一六九第一六二号

平成二十年三月二十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する再質問  
に対する答弁書

一について

外務省において、ワイン以外には図書類等が物品供用簿への記載を求められる。

二から四までについて

先の答弁書（平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号）三についてから六についてまでで述べたとおりである。

五について

物品管理簿においては、購入年度別の管理は行っておらず、ワインについても一定期間に購入した銘柄ごとの残数を物品管理簿に記録することはしていないため、お答えすることは困難である。

六について

購入する本数及び銘柄については、価格や質等を考慮して決定している。ワインの購入に係る事務については大臣官房会計課において担っている。

七について

適正に書面で作成された物品管理簿等を改めて電子化する必要があるとは考えていないことは先の答弁書（平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号）十について等で述べたとおりである。